

法善寺保育園認可基準審査について

資料2

1 設備に関する事項

基準			法善寺保育園の申請内容	
必要な設備	必要面積・要件等	大阪府基準条例	設置する設備	根拠等
乳児室又はほふく室	乳児室：乳児又は2歳未満の幼児1人につき1.65㎡以上 ほふく室：乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上	第45条第1～3号	0歳児 74.3㎡÷9人≒8.25㎡ 1歳児 54.0㎡÷15人≒3.60㎡	保育所設置計画書 平面図 各室面積表
保育室又は遊戯室	満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上	第45条第5、6号	2歳児 60.6㎡÷28人≒2.16㎡ 3歳児 60.6㎡÷30人≒2.02㎡ 4歳児 39.7㎡+39.8㎡÷34人 ≒2.33㎡ 5歳児 88.0㎡÷34人≒2.58㎡	保育所設置計画書 平面図 各室面積表
※上記の室を2階に設ける場合	耐火建築物又は準耐火建築物であること	第45条第8号		建築確認通知書 検査済証
	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること		階段及び屋上に転落防止柵を設置	現地確認
	常用の屋内階段又は屋外階段の設置		中央部分に屋内階段設置	平面図 現地確認
	避難用として次のいずれかの設備の設置 □建築基準法施行令第123条第1項各号に規定する構造の屋内避難階段（ただし、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） □建築基準法施行令第123条第3項各号に規定する構造の屋内特別避難階段 □待避上有効なバルコニー □傾斜路又は準ずる設備（非常用滑り台） □屋外階段		屋上及び5歳児保育室から1階までの屋外階段設置	平面図 立面図 現地確認
医務室	設置すること	第45条第1号	1階事務室内に区画	平面図 現地確認
調理室	設置すること	第45条1、5号	1階に設置	平面図 現地確認
便所	設置すること	第45条第1、5号	1階：3歳児保育室東側、4歳児保育室南側に設置 2階：0歳児・1歳児保育室内、5歳児保育室北側に設置	平面図 現地確認
屋外遊戯場	満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上	第45条第5、6号	578.9㎡÷2歳以上児126人≒4.59㎡	保育所設置計画書 平面図

2 人員に関する事項

基準			法善寺保育園の申請内容	
必要な人員	必要人数・要件等	大阪府基準条例	配置する人員数等	根拠等
保育士	乳児おおむね3人につき1人以上	第47条	0歳児 9人÷3=3人 配置人数3人	職員名簿 保育士証
	満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上		1・2歳児 43人÷6≒7.1人 配置人数8人	職員名簿 保育士証
	満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上		3歳児 30人÷20=1.5人 配置人数3人	職員名簿 保育士証
	満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上		4・5歳児 68人÷30≒2.2人 配置人数3.9人	職員名簿 保育士証
嘱託医	配置すること		嘱託医（内科医・歯科医）	職員名簿 就任承諾書 医師免許証
調理員	配置すること	管理栄養士：常勤1名、調理師：非常勤1名、調理：常勤1名非常勤1名配置	職員名簿	

3 申請者の欠格事項

基準		法善寺保育園の申請内容	
要件	児童福祉法	欠格事項該当の有無	根拠等
児童福祉法第35条第5項第4号のいずれにも該当するものでないこと (資料3「申請者の欠格事項(児童福祉法第35条第5項第4号)」参照)	第35条第5項 第4号	いずれにも該当しない	誓約書